維持管理の技術上の基準

政令第７条第２号　乾燥施設

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 計画 |
| 規則第12条の６第１号受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合つた適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第２号施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第３号産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第４号施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第５号産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第６号蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 |  |
| 規則第12条の６第７号著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第８号施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第９号施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の２第１項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。 |  |
| 規則第12条の７第３項第１号(天日乾燥施設を除く。)汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。 |  |
| 規則第12条の７第３項第２号(天日乾燥施設を除く。)施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。 |  |
| 規則第12条の７第４項(天日乾燥施設に限る。)定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 |  |